



港湾荷役料金表

湘南企業株式会社

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 500 トン未満の小型船荷役料金を除く）

湘南企業株式会社 Tel 045-226-5500

平成 7 年 8 月 4 日 許可 平成 7 年 8 月 12 日 実施

I 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積場前 (1 トンにつき、単位 円)

品 目				金 額		
				接岸本船 船側・はし け内⇄上屋 ・野積場内	接岸本船 船側・はし け内⇄上屋 ・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		698	558	
		空		592	474	
	パレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ、 プレスリング		1,056	844		
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		820	656		
完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)						
包 装 品	袋物		1,650	1,319		
	べール物		1,168	935		
	カートン ケース	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		1,524	1,220	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,241	992	
	クレート	青果類		1,314	1,051	
冷凍品・冷蔵品						
有 姿 貨 物	タイヤ		980	784		
	巻取紙(内地産)		1,103	882		
	木材	岸壁揚 のもの	原木	米国材、南洋材	967	773
			製 材	北洋材	948	759
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)		988	789		
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,545	1,235	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)、コイル		1,273	1,095	
鋼管(口径 12 インチ以上のもの)、コイル		1,083	866			
石材		1,070	855			
撤 貨 物	小麦、肥料原料、鉍礦石(粉)		1,063	851		
	鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石		1,268	1,014		
	砂糖		989	790		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内」の場合

ア 接岸本船船側⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

イ はしけ内⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚げし、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場前」の場合

ア 接岸本船船側⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側にある貨物を本船船側へ移送する作業。

イ はしけ内⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚げし、上屋・野積場前又は貨車トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれ割増料を乗じて、各割り増し率を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役 土曜日荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役 土曜日(当該週の月曜日から金曜日まで間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役	基本料金の6割増 基本料金の6割増
日曜日・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には基本料金にそれぞれの割引率に乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

②貨物量が3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について、基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	4~6 人 (5 人)	7~9 人 (8 人)	10~12 人 (11 人)	13~15 人 (14 人)	16~18 人 (17 人)	19~21 人 (20 人)
昼夜区分						
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	23,110	36,980	50,850	64,720	78,590	92,460
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	35,820	57,320	78,810	100,280	121,810	143,310

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、 半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積み込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	4~6 人 (5 人)	7~9 人 (8 人)	10~12 人 (11 人)	13~15 人 (14 人)	16~18 人 (17 人)	19~21 人 (20 人)
昼夜区分						
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	167,590	268,140	368,690	469,250	569,800	670,360
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	167,590	268,140	368,690	469,250	569,800	670,360

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15 時)以降 2 時間を経過してからの取消については昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業或いは待機が判ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1)上屋内(CFS を含む)の貨物をその上屋内、又は戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2)コンテナ貨物を取り出し、上屋内(CFS を含む)に拼付けるまでの作業。

(1 トンにつき、単位 円)

区 分	金 額
袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,574
雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,307
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,067

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 8 割とします。

10. 上屋保管料金

本料金は、船舶又は、はしけ積み卸し貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1 日 1 トンにつき、単位 円)

貨物分類 \ 区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	13	10
繊維原料類	59	45
青果	59	45
窯製品	71	59
その他の貨物	104	84

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金とします。
3. 定温保管する貨物については、本料金の8割増、またくん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1 トンにつき 1 円 50 銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1 トンにつき 3 円 50 銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

7 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m³をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合にはその例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも 20フィート型は 1 個当たり 32トン、40フィート型は 1 個当たり 48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び 45フィート型等は 40フィート型と同じとします。

8 その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時 荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

港湾荷役料金表（小型船荷役料金）

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

湘南企業株式会社 Tel 045-226-5500

平成 7 年 8 月 4 日 許可 平成 7 年 8 月 12 日 実施

I 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)は

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内⇄上屋・野積場内、又は戸前迄の荷役

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内⇄上屋・野積場内、又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)、又は港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満、500 トン以上の小型船内⇄上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき、単位 円)

品 目				金 額	
				本 船 内 ⇄ 上 屋 ・ 野 積 場 内	本 船 内 ⇄ 上 屋 ・ 野 積 場 前
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ		実入		
			空		
	パレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ プレスリング				
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの) 完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)				
包 装 品	袋物				
	ボール物				
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)			
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)			
		青果類			
冷凍品・冷蔵品					
有 姿 貨 物	タイヤ				
	巻取紙(内地産)				
	木 材	岸 壁 揚 の も の	原 木	米国材、南洋材	
			製 材	北洋材	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)				
	鋼 材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)			
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)、コイル			
石材					
撒 貨 物	小麦、肥料原料、鉍礦石(粉)				
	鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石				
	砂糖				

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1 トンにつき、単位 円)

品 目				金 額		
				本船内⇄ 上屋・野積 場内	本船内⇄ 上屋・野積 場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入り		812	650	
		空		691	552	
	バレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ プレスリング		1,311	1,049		
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		955	764		
完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)						
包 装 品	袋物		1,922	1,537		
	ベール物		1,498	1,199		
	カー ト ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		1,746	1,398	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,445	1,156	
		青果類		1,531	1,224	
冷凍品・冷蔵品						
有 姿 貨 物	タイヤ		1,142	914		
	巻取紙(内地産)		1,284	1,028		
	木 材	岸壁揚物	原木	米国材、南洋材	1,161	929
				北洋材	1,105	884
			製材		1,150	920
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,799	1,439		
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管を含むもの)		1,484	1,187	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの) コイル		1,261	1,010	
石材		1,246	996			
撤 貨 物	小麦、肥料原料、鉍礦石(粉)		1,502	1,201		
	鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石		1,477	1,182		
	砂糖		1,152	921		

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役 土曜日荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役 土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の 6 割増 基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1, 0 0 0 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から 5 % を割引ます。

4 分 担 金 等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内⇔上屋・野積場内、又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1)港湾福利分担金	各貨物(一律) 1 トンにつき 8 円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1 トンにつき 3 円
(3)労働安定基金	各貨物(一律) 1 トンにつき 7 円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内、又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1)港湾福利分担金	各貨物(一律) 1 トンにつき 4 円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1 トンにつき 1 円 5 0 銭
(3)労働安定基金	各貨物(一律) 1 トンにつき 3 円 5 0 銭

5 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m³をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入り・空とも 20フィート型は 1 個当たり 32トン、40フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは 20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び 45フィート型等は 40フィート型と同じとします。

7 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰、又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船、特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め、又は慣習によります。